

令和5年12月市議会 教育厚生委員会資料

第159号議案

令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(事業勘定)

目次	ページ
1 令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出補正予算総括表(事業勘定)	2
2 【歳 出】	
一般被保険者療養給付費	3~4
一般被保険者高額療養費	5~6
一般被保険者保険税還付金	7~8
償還金	9~11
国民健康保険財政調整基金積立金	12~13
3 【歳 入】	
保険給付費等交付金	14
その他繰越金	14

市民健康部
令和5年12月

1 令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表（事業勘定）

（単位：千円）

歳 入				歳 出					
款項	目	補正前	補正額	補正後	款項	目	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	8,326,319	0	8,326,319	1	総務費	286,551	0	286,551
2	使用料及び手数料	3,903	0	3,903	2	保険給付費	※ 40,151,192	976,453	41,127,645
3	国庫支出金	1,071	0	1,071	1	療養諸費	34,542,334	641,355	35,183,689
4	県支出金	40,786,141	976,453	41,762,594	1	一般被保険者療養給付費	34,124,679	641,355	34,766,034
	1 県補助金	40,786,141	976,453	41,762,594	2	退職被保険者等療養給付費	10	0	10
	1 保険給付費等交付金	40,786,141	976,453	41,762,594	3	一般被保険者療養費	307,818	0	307,818
5	財産収入	1	0	1	4	退職被保険者等療養費	10	0	10
6	繰入金	4,239,140	0	4,239,140	5	審査支払手数料	101,737	0	101,737
7	繰越金	1	313,176	313,177	6	レセプト電算処理システム手数料	8,080	0	8,080
	1 繰越金	1	313,176	313,177	2	高額療養費	5,486,698	335,098	5,821,796
	1 その他繰越金	1	313,176	313,177	1	一般被保険者高額療養費	5,479,747	335,098	5,814,845
8	諸収入	104,047	0	104,047	2	退職被保険者等高額療養費	50	0	50
					3	一般被保険者高額介護合算療養費	6,891	0	6,891
					4	退職被保険者等高額介護合算療養費	10	0	10
					3	移送費	110	0	110
					4	出産育児諸費	107,045	0	107,045
					5	葬祭諸費	14,560	0	14,560
					6	傷病手当諸費	445	0	445
					3	国民健康保険事業費納付金	12,550,296	0	12,550,296
					4	保健事業費	362,906	0	362,906
					5	基金積立金	1	277,791	277,792
					6	諸支出金	100,122	35,385	135,507
					1	償還金及び還付加算金等	62,755	35,385	98,140
					1	一般被保険者保険税還付金	61,338	28,309	89,647
					2	退職被保険者等保険税還付金	10	0	10
					3	償還金	1,407	7,076	8,483
					2	繰出金	37,367	0	37,367
					7	予備費	9,555	0	9,555
						合 計	53,460,623	1,289,629	54,750,252
	合 計	53,460,623	1,289,629	54,750,252		合 計	53,460,623	1,289,629	54,750,252

歳出欄の※の金額について、次の理由により、議案書の『補正前の額』（現計予算）と異なっている。
【議案書との差】
※2款「保険給付費」は、予備費から6項「傷病手当諸費」に充用。（+445千円）

2【歳出】

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14～15	2 保険給付費	1 療養諸費	1 一般被保険者 療養給付費	1-1	一般被保険者 療養給付費負担金	千円 641,355

1 概要

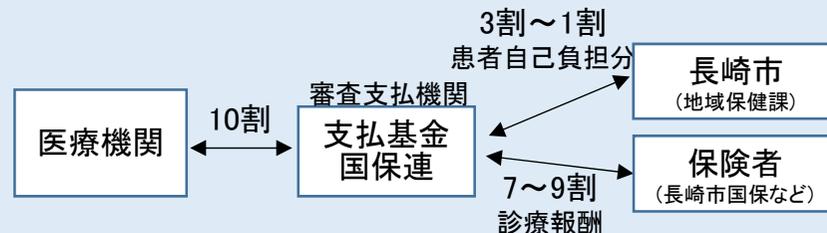
新型コロナウイルス感染症に係る医療費の請求漏れが1医療機関から生じたこと及び1人あたり療養給付費が当初の見込みを上回る予定であることから、一般被保険者療養給付費負担金を増額するもの。

【新型コロナウイルス感染症に係る医療費の請求漏れについて】

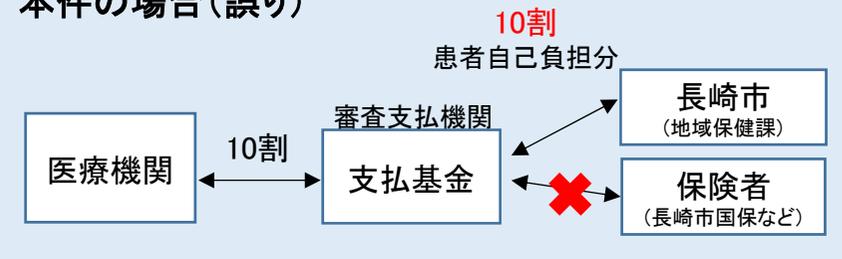
(1) 経過

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、入院が必要となった方の入院医療費の自己負担分については、通常、公費により負担している。
- しかしながら、1医療機関において、診療報酬明細書(レセプト)の請求方法に誤りがあり、令和2年8月から令和4年12月までの入院診療分について保険適用せず、医療費全額を市へ公費請求していたため、改めて通常どおり請求し直すこととなった。

本来の新型コロナウイルス感染症に係る医療費の流れ



本件の場合(誤り)



2 事業内容

(1) 一般被保険者療養給付費 641,355千円
 被保険者の療養の給付に要する額から一部負担金を控除した額を保険者において負担する。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の再請求に伴う診療報酬請求額 97,247千円(88件)
- ② 一般被保険者療養給付費(①を除く)のうち、1人あたり医療費の増額によるもの 544,108千円
 ・1人あたり療養給付費 当初予算:394,806円、決算見込み(①を除く):401,101円 (+6,295円)
- ③ 今回の補正額(①+②)
 - ア 決算見込額 34,766,034千円(A)
 - イ 予算現額 34,124,679千円(B)
 - ウ 補正額 641,355千円(A-B)

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 34,124,679	千円 -	千円 34,124,679	千円 -	千円 -	千円 -
補正額	641,355	-	※ 641,355	-	-	-
補正後の額	34,766,034	-	34,766,034	-	-	-

※ 保険給付費等交付金(普通交付金) 補助率 10/10

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14 ~ 15	2 保険給付費	2 高額療養費	1 一般被保険者 高額療養費	1 - 1	一般被保険者 高額療養費負担金	千円 335,098

1 概要

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の請求漏れが1医療機関から生じたこと及び1人あたり高額療養費が当初の見込みを上回る予定であることから、一般被保険者高額療養費負担金を増額するもの。

2 事業内容

- (1) 一般被保険者高額療養費 335,098千円
療養の給付についての被保険者の一月の一部負担金の額が限度額を超える場合に、その超える額の全額を負担するもの。
- ① 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の再請求に伴う現物給付請求額 27,864千円(88件)
- ② 一般被保険者高額療養費(①を除く)のうち、1人あたり医療費の増額によるもの 307,234千円
1人あたり高額療養費 当初予算:63,398円、決算見込み(①を除く):66,953円 (+3,555円)
- ③ 今回の補正額(①+②)
- | | | |
|---------|-------------|-------|
| ア 決算見込額 | 5,814,845千円 | (A) |
| イ 予算現額 | 5,479,747千円 | (B) |
| ウ 補正額 | 335,098千円 | (A-B) |

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 5,479,747	千円 -	千円 5,479,747	千円 -	千円 -	千円 -
補正額	335,098	-	※ 335,098	-	-	-
補正後の額	5,814,845	-	5,814,845	-	-	-

※ 保険給付費等交付金（普通交付金） 補助率 10/10

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
16～17	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金等	1 一般被保険者 保険税還付金	1-1	一般被保険者保険税 過誤納還付金	千円 28,309

1 概要

過年度に遡って国民健康保険の資格を喪失した場合などには、納付済の過年度分国民健康保険税を還付する必要があるため、還付金及びその還付加算金を歳出予算として当初予算に計上している。通常の資格喪失処理に加えて、今年度から本格運用が開始となったオンライン資格確認システムを活用し、国民健康保険と被用者保険(社会保険)に重複加入している者に対して資格を適正化するための事務を行うこととなった。この事務処理によって、通常分に加え、過年度に遡って資格を喪失する者の保険税の還付金等がこれまで以上に発生することとなるため、一般被保険者保険税過誤納還付金を増額するもの。

2 事業内容

(1) 一般被保険者保険税過誤納還付金

28,309千円

過年度に遡って国民健康保険の資格を喪失した場合などに、納付済の過年度分国民健康保険税を還付する還付金及びその還付加算金を支出するもの。なお、納付済の現年度分国民健康保険税を還付する場合は、歳入予算から還付することとなる。

ア 国民健康保険加入者の資格適用適正化

オンライン資格確認システムの本格運用開始に伴い、医療保険の資格重複者リストを活用した職権での資格喪失処理が可能となった。これに伴い、本市においても、事務処理要領に基づき喪失の届出を行うよう勧奨通知を送付し、指定日までに資格喪失届の提出又は連絡がない場合には、職権による資格喪失処理ができることとなった。このような保険資格の適用適正化事務を行うことにより、過年度に遡って資格を喪失する者に対しては、国民健康保険税の還付金及びその還付加算金が生じるた

め、予算を増額するもの。

イ 還付件数(見込み) 212件

ウ 補正額 保険税還付金 27,591千円 還付加算金 718千円 計 28,309千円

3 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
喪失届の勧奨		1回目	2回目					
喪失の届出		→						
職権の資格喪失処理					→			
保険税の還付				→				

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 61,338	千円 -	千円 -	千円 -	千円 61,338	千円 -
補正額	28,309	-	-	-	※ 28,309	-
補正後の額	89,647	-	-	-	89,647	-

※ 繰越金(前年度繰越金)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
16～17	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金等	3 償還金	1-1	国庫支出金等 過年度分返還金	千円 7,076

1 概要

令和3年度及び令和4年度に国・県から概算交付された保険給付費等交付金の確定に伴い、返還する必要が生じたため、償還金(国庫支出金等過年度分返還金)を増額するもの。

【償還金の内訳】

(単位:千円)

	年度	償還金	償還先	A 交付済額	B 確定額	C 返還額 (A-B)
①	R3	保険給付費等交付金 特別調整交付金分 (コロナ減免分)	県	21,432	20,694	738
②	R4	保険給付費等交付金(特定健康診査等負担 金分)	県	95,836	91,224	4,612
③	R4	保険給付費等交付金(事業費分・事業費連 動分) ※保険者努力支援制度交付金分	県	11,730	10,349	1,381
④	R4	保険給付費等交付金(事業費分・事業費連 動分) ※特別調整交付金分	県	2,933	2,588	345
		合計		131,931	124,855	7,076

2 事業内容

- (1) 国庫支出金等過年度分返還金 7,076千円
- ア 令和3年度 保険給付費等交付金 特別調整交付金分（コロナ減免分） 738千円
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険税の減免金額が申請時の見込みを下回ったことから、返還が生じるもの。
〈減免額〉申請時見込額 53,580千円 実績報告額 51,735千円(▲1,845千円)
- イ 令和4年度 保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金分） 4,612千円
特定健康診査受診者数が申請時の見込みを下回ったことなどにより、返還が生じるもの。
〈受診者数〉申請時見込み 24,703人 実績報告 23,353人(▲1,350人)
- ウ 令和4年度 保険給付費等交付金（事業費分・事業費連動分） 保険者努力支援制度交付金分及び特別調整交付金分 1,726千円
重複・多受診者対応のための訪問相談事業の経費が申請時の見込みを下回ったことなどにより返還が生じるもの。
〈対象経費〉申請時見込み 3,314千円 実績報告 2,522千円(▲792千円)

〈参考〉

- ・長崎県国民健康保険保険給付費等交付金 特別調整交付金（コロナ減免分）
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険税の減免の金額について、その4割が国から県を通して交付される。残りの6割は災害臨時特例補助金で交付される。
- ・長崎県国民健康保険保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金分）
特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施を図るために、県から交付される交付金で、特定健康診査及び特定保健指導の実施に必要な経費の3分の2が交付される。
- ・長崎県国民健康保険保険給付費等交付金（事業費分・事業費連動分） 保険者努力支援制度交付金分及び特別調整交付金分
ヘルスアップ支援事業の充実や促進を図るために、県から交付される交付金で、当該事業に必要な経費のうち、保険者努力支援制度交付金で5分の4、特別調整交付金で5分の1が交付される。

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 1,407	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,407	千円 -
補正額	7,076	-	-	-	※ 7,076	-
補正後の額	8,483	-	-	-	8,483	-

※ 繰越金（前年度繰越金）

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14～15	5 基金積立金	1 基金積立金	1 国民健康保険 財政調整基金 積立金	1-1	国民健康保険 財政調整基金	千円 277,791

1 概要

令和4年度の決算剰余金(313,175,092円)が確定したことに伴い、決算剰余金から6款「諸支出金」の補正額を差引いた額を基金に積み立てるため増額するもの。

2 事業内容

(1) 国民健康保険財政調整基金積立金 277,791千円

令和4年度決算剰余金	313,176千円
保険税還付金	－ 28,309千円
償還金	－ 7,076千円
	277,791千円

〈参考〉 長崎市国民健康保険財政調整基金の推移 (単位:千円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度(見込)
前年度末残高	326,739	293	84,463
積立額	104,932	84,170	277,791
取崩額	431,378	0	0
年度末残高	293	84,463	362,254

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 1	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1	千円 -
補正額	277,791	-	-	-	※ 277,791	-
補正後の額	277,792	-	-	-	277,792	-

※ 繰越金（前年度繰越金）

3【歳入】

予 算 説 明 書				細々節名称	補正額
ページ	款	項	目		
12～13	4 県支出金	1 県補助金	1 保険給付費等交付金	普通交付金	千円 976,453
12～13	7 繰越金	1 繰越金	1 その他繰越金	その他繰越金	千円 313,176

1 概 要

(1) 4款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金

今回、保険給付費(一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費)が増額となることに伴い、その財源として、都道府県から同額が交付されるもの。

(2) 7款 繰越金 1項 繰越金 1目 その他繰越金

令和4年度の決算剰余金が確定したことに伴い、その剰余金を令和5年度に繰り越すもの。